



令和5年5月8日

保護者のみなさまへ

八尾市立大正小学校
校長 小櫻 満香

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。
平素は本校教育活動にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日5月8日から、新型コロナウイルス感染症に係る対応が変わり、感染症法上の位置づけが2類感染症から5類感染症に移行され、インフルエンザと同等の扱いとなります。それに伴い、標記につきまして、八尾市教育委員会事務局より、大阪府教育庁、文部科学省初等中等教育局長の通知を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について通知がありましたので、お知らせします。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応に、一つの節目を迎えることになりましたが、今後とも保護者のみなさまのご理解とご協力のもと、子どもたちが充実した学校生活を送ることが出来るよう、教育活動を進めてまいります。

なお、今後の状況により、必要に応じて変更が生じる場合がありますので、ご了承いただきますよう、願います。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても

- ・家庭との連携による児童の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

○地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられること

2. 児童生徒の出席停止の期間について

- ・有症状の場合 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ・無症状の場合 検体を採取した日から5日を経過するまで

⇒発症日または検体採取日を「0日目」として、その翌日から1日目となります。

※同居家族等が感染した場合でも、感染が確認されていない児童については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。⇒児童本人の発熱等、普段と異なる症状がある場合などは、ご相談ください。

※感染不安で休ませたい場合は、その事情等、ご相談ください。

出席停止期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
児童本人の感染が判明した場合		発症日の翌日 (無症状の場合は検体採取日の翌日)				
	発症	(有症状) 発症した後5日 かつ 症状軽快後1日経過まで				
	検体採取	(無症状) 検体採取日から5日経過まで				

※5月8日以降、インフルエンザを含め、学校保健安全法施行規則第18条に指定されている学校感染症につきましては、出席停止後に登校を再開する際は、八尾市では、従来どおり「治癒証明書」の提出が必要となりますので、よろしくお願いします。

ただし、国の指示により新型コロナウイルス感染症につきましては、現在のところ、「治癒証明書」は必要ありません。

【 平時から求められる感染症対策の実施について】

① 児童の健康観察

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養し、無理して登校しないことが重要です。引き続き、ご家庭でのお子様の健康状態の把握、学校との連携にご協力いただきますよう、お願いします。

② 換気の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入等とされています。引き続き、換気の確保を実施します。

③ 手洗い等の手指衛生

- ・ウイルスが付着したものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより、感染することもあります。引き続き、手洗いを指導します。登校時は、清潔なハンカチ・ティッシュを持ってきてください。

④ 咳エチケットの指導

- ・咳・くしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや袖・肘の内側を使って、口や鼻をおさえるよう、引き続き指導をします。